

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭
長崎市実行委員会

設 立 総 会

文化をみんなに



ながさきピース
文化祭2025

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭

令和7年9月14日(日)→11月30日(日)

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭
長崎市実行委員会の設立及び会則（案）について

【設立趣旨】

令和7年9月14日～11月30日に県内で開催される「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭」（ながさきピース文化祭2025）において、長崎県実行委員会（令和4年11月設立）と連携し、長崎市内で開催する主催事業等の開催準備、運営、実施等に必要な事業を行うため設立する。

【参 考：国民文化祭開催要綱（文化庁策定）（抜粋）】

6 国民文化祭実行委員会

（7）文化祭の開催のために必要な企画を行い及びこれを実行するため、開催地の地方公共団体は国民文化祭地方公共団体実行委員会（以下「地方公共団体実行委員会」という。）を組織する。

11 障害者芸術・文化祭との一体的な開催

（6）両文化祭の開催地の実行委員会は、連携及び協力するものとする。

【開催時期】

令和6年2月 第1回実行委員会（R5事業計画・収支予算）

令和6年4月 第2回実行委員会（事業別実施計画、R5事業報告・収支決算、R6事業計画・収支予算）

令和7年4月 第3回実行委員会（R6事業報告・収支決算、R7事業計画・収支予算）

令和8年3月 第4回実行委員会（R7事業報告・収支決算、実行委員会解散）

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭
長崎市実行委員会 構成図（案）

実行委員会

会 長 市長
副 会 長 会長が指名
委 員 会長が委嘱
監 事 会長が委嘱

<事業>

- (1) 主催事業の開催に必要な企画及び運営等に関する事。
- (2) ながさきピース文化祭 2025 の気運醸成に必要な事業の企画及び実施に関する事。
- (3) 関係機関及び団体との連絡調整等に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

総 会

<審議事項>

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 主催事業等の準備、運営及び実施に関する重要事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ながさきピース文化祭 2025 の開催に係る重要事項

企画会議

[必要に応じて設置]

会長が必要と認める事項について協議し、その結果を総会に報告

事 務 局

(長崎市市民生活部文化振興課内)

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 長崎市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭（以下「ながさきピース文化祭2025」という。）の開催に当たり、第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会と連携し、長崎市で開催する実行委員会主催事業（以下「主催事業」という。）の開催準備等に必要な事業及び機運醸成に資する事業等を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- （1）主催事業の開催に必要な企画及び運営等に関すること。
- （2）ながさきピース文化祭2025の機運醸成に必要な事業の企画及び実施に関すること。
- （3）関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、長崎市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - （1）文化団体を代表する者
 - （2）文化施設等を代表する者
 - （3）障害・社会福祉団体を代表する者
 - （4）社会教育・交流団体を代表する者
 - （5）学校・教育団体を代表する者
 - （6）経済・産業団体を代表する者
 - （7）観光・物産団体を代表する者
 - （8）平和団体を代表する者

- (9) 市議会議員のうち、会長が必要と認める職にある者
 - (10) 市職員のうち、会長が必要と認める職にある者
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者
- 5 会長は実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(監事)

第5条 実行委員会に、監事を置く。

- 2 監事は、会長が委嘱する。
- 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(任期)

第6条 会長、副会長、委員及び監事（以下「会長等」という。）の任期は、第16条の規定に基づき、実行委員会が解散する日までとする。ただし、会長等が就任時の機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 会長は、やむを得ない事情により副会長、委員及び監事から辞任の申出があったときは、委嘱を解き、必要に応じて補充することができる。

(報酬)

第7条 会長等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会の会議として総会を置く。

(総会)

第9条 総会は、会長等をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 主催事業等の準備、運営及び実施に関する重要事項
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (4) 予算及び決算に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、ながさきピース文化祭 2025 の開催に係る重要事項
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 5 総会の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長が必要と認めるときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 7 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

（企画会議）

第10条 会長が必要と認めるときは、実行委員会に企画会議を置くことができる。

- 2 企画会議は、会長が必要と認める事項について協議し、その結果について総会に報告する。
- 3 企画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第11条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、その議決すべき事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りではない。

第5章 事務局

（事務局）

- 第12条 実行委員会の事務を処理するため、長崎市市民生活部文化振興課内に事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（会計）

- 第13条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会計年度）

- 第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第15条 監事は、実行委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

第7章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第17条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、長崎市に帰属するものとする。

第8章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。

第40回国文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎市実行委員会 委員構成（案）

（敬称略、順不同）

No	役職	区分	所属団体・役職名	氏名	
1	会長	行政	長崎市 市長	鈴木 史朗	
2	副会長	市議会	長崎市議会 議長	毎熊 政直	
3		行政	長崎市 副市長	柴原 慎一	
4			長崎市 副市長	切刀 岳秀	
5			長崎市教育委員会 教育長	橋田 慶信	
6		委員	文化団体	特定非営利活動法人長崎国際文化協会 会長	森 拓二郎
7	施設管理		長崎ブリックホール 館長	川崎 満博	
8			長崎市チトセピアホール 館長	出口 亮太	
9			長崎市民会館 館長	長澤 和彦	
10			出島メッセ長崎 館長	山田 浩一	
11	障害・社会福祉		一般社団法人長崎市心身障害者団体連合会 理事	橋口 幸恵	
12			社会福祉法人長崎市社会福祉協議会 会長	馬場 豊子	
13	社会教育・交流		長崎市保健環境自治連合会 会長	島崎 静夫	
14			長崎市老人クラブ連合会 副会長兼文化学習部長	田中 洋一	
15			長崎市婦人会 会長	中山 明子	
16			公益財団法人長崎県国際交流協会 常務理事	大崎 義郎	
17	学校・教育		長崎市立小学校校長会 顧問	野田 浩司	
18			長崎市立中学校校長会（長崎市中学校文化連盟 会長）	井上 博之	
19			長崎県高等学校文化連盟県南支部 支部長	立木 貴文	
20	経済・産業		長崎商工会議所 会頭	森 拓二郎	
21			長崎県商工会連合会 理事	山崎 直樹	
22			長崎市商店街連合会 会長	本田 時夫	
23	観光・物産		一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会 理事長	田中 雅資	
24			長崎市ブランド振興会 理事	井上 忠彦	
25	平和		公益財団法人長崎平和推進協会 事務局長	中川 正仁	
26	行政		長崎市 秘書広報部長	荒木 尚子	
27			長崎市 市民生活部長	宮崎 忠彦	
28			長崎市 原爆被爆対策部長	前田 孝志	
29			長崎市 福祉部長	山口 伸一	
30			長崎市 文化観光部長	牧島 昌博	
31	監事		行政	長崎市 会計管理者	森川 裕

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭の概要

- 1 名 称 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭
- 2 愛 称 「ながさきピース文化祭 2025」
- 3 キャッチフレーズ 「文化をみんなに」
- 4 会 期 令和7年9月14日（日）～令和7年11月30日（日） 78日間
- 5 主 催 文化庁、厚生労働省、長崎県、県内市町、県実行委員会、市町実行委員会、文化団体、障害者関係団体等

6 国民文化祭

全国規模の文化の祭典で、国民の文化活動への参加意欲の喚起、新しい芸術・文化の創造を促し、併せて地方文化の発展へ寄与するとともに、生活の一層の充実に資することを目的としている。昭和61（1986）年に開催されて以降、毎年各県持ち回りで行われており、平成29（2017）年からは全国障害者芸術・文化祭と一体的に開催されている。長崎県では今回が初開催となる。

2022年…沖縄県 2023年…石川県 2024年…岐阜県 2025年…長崎県 2026年…高知県

7 全国障害者芸術・文化祭

障害者の芸術文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、全国持ち回りで開催されている。平成29年度の第17回大会から、国民文化祭と一体的に開催されている。



《出典：宮内庁ホームページ》

8 実施事業

(1) 開閉会式【県主催】

開会式：令和7年 9月14日（日） 会場：アルカスSASEBO（佐世保市）
（長崎県の文化や歴史を音楽やダンスで表現するステージプログラム、式典）
閉会式：令和7年11月30日（日） 会場：長崎ブリックホール（長崎市）
（県内各地での取組みの総括ステージプログラム、式典、次期開催県への引継ぎ）

(2) 分野別交流事業【県内市町及び文化団体主催】

全国から出場者や出品者を募集し、分野ごとに行う全国規模の発表会や公演、展覧会、交流会（県内全体で約20事業を開催予定。長崎市内でも複数種目の事業を開催予定。）

(3) 地域文化発信事業【県内市町及び文化団体主催】

各地域の文化資源や観光資源を活用し行う事業（障害者交流事業含む）

(4) 県主催事業

長崎県の芸術文化資源を活用した交流人口拡大や地域振興につながる広域的な事業

(5) 障害者芸術・文化祭事業【県・市町・団体共催】

障害のある人の芸術文化活動の発表の場を創出することにより、障害に対する理解を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進につながる事業

参考：分野別交流事業 《出典：いしかわ百万石文化祭パンフレット 2023》

(開会式)



(分野別交流事業 合唱の祭典)



(県主催事業 チームラボ金沢城光の祭)



(閉会式)



(地域文化発信事業 KOGEI フェスタ！)



(障害者芸術・文化祭事業 きらめく傘のアートプロジェクト)



1 基本的な考え方

(1) 開催の意義

- 長崎県は、古くから日本の海外交流の窓口であり、先進の文化と技術の中継地として大きな役割を果たすとともに、西洋と東洋が融合した独自の文化を育んできました。
- 「明治日本の産業革命遺産」、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2件の世界遺産、「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」など4件の日本遺産、さらには世界の記憶「朝鮮通信使に関する記録」が登録されており、本県の豊かな文化が国内外から高い評価を受けている証です。
- そして、令和7年度は被爆80年であり、また、長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館開館20周年、長崎空港開港50周年、中華人民共和国駐長崎総領事館開設40周年を迎えます。この節目の年に、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を開催することは、非常に大きな意義があります。文化芸術の振興はもとより、平和の大切さ、国際交流など本県らしい文化の魅力を広く発信し、国内外とのさらなる交流拡大につながる大きな契機となります。
- 令和4年度の西九州新幹線開業により、国内外から県内各地へ多くの観光客の増加が見込まれます。本県は自然・歴史・文化・食・温泉などの豊かな地域資源に恵まれています。また多くの観光地を有する本県は、県民一人ひとりに「訪れた人をおもてなしする心」が根付いています。本県ならではの地域資源を最大限に活かし、国内外から訪れる人を心からのおもてなしをすることで、本県の魅力を発信する絶好のチャンスとなります。
- 本県では、障害の有無にかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、共に地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる平和な共生社会の実現を目指しています。国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催が、今後の県民の芸術文化活動や地域づくりにおける大きな財産となるよう取り組みます。
- 県内各地の特色や歴史をふまえた地域文化や国際交流は本県が培ってきた財産であり、今後の地域の活力となります。県民一人ひとりが主体的な地域文化の担い手となることで、本県文化の価値を再認識するとともに、地域への愛着を醸成し、誇りを持って暮らし続けたいまちづくりを目指します。
- 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を一過性のイベントに終わらせないよう、文化を通じた「人づくり、基盤づくり、地域づくり」の仕組みを将来に継承していきます。

(2) 基本方針

① 歴史を紐解き、未来へつなぐ海外交流

魏志倭人伝に記された吉岐・対馬や遣唐使の日本最後の寄港地である五島、大航海時代以降、西洋の音楽や美術、医学をはじめ、近代産業等の日本伝来の窓口であった長崎など、本県には海外との長い交流の歴史があります。これまでの国際交流の取組は本県の強みであり、文化芸術を通して県民の海外との交流を活発化させ、未来へと交流をつなげていきます。

② 文化芸術によるまちづくり

文化を媒体に、誇りを持ってまちの人が暮らしている、その姿を見て人が入ってくる、という好循環を創り出していくことを目指します。地域に根付いている伝統芸能や祭り、埋もれている文化の掘り起こし、新たな地域文化活動に取り組むことにより、暮らしたくなるまちづくりにつなげていく契機とします。

③ 文化資源を活かした観光の推進

豊かな自然や歴史の中で培われてきた本県ならではの特別な体験ができるプログラムを提供します。長崎検番や神楽、浮立など地域に伝わる伝統芸能や地域で異なる歴史や食などの文化資源を活かし、県民一人ひとりがおもてなしの心で、地域の魅力を発信し、国内や海外からの誘客につなげていきます。

④ 若者や子ども達が創り出す新しい文化とながさきの未来

県民が主体的に地域文化に取り組むことにより、地域で守り育ててきた文化の大切さを一人ひとりが再認識し、次世代へつなげる契機とします。次代を担う若者や子ども達が主体的に関わることで長崎の良さに気づき、ふるさとへの誇りや愛着を醸成し、「ながさき愛」を高めるとともに、新しい文化を生み出すエネルギーとしていきます。

⑤ 文化芸術を通じた平和の継承

本県にはこれまでも多様なものを受け入れてきた寛容性があります。文化や国籍、価値観の違う人たちと交流し、お互いの理解を深め、多様性を尊重することが、人の心を豊かにします。県民が平和を身近なものとして捉え、文化芸術を通してその思いを表現し、行動することで、平和への願いを継承していきます。

⑥ 心のバリアフリーの推進

文化芸術活動を通して、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、互いに個性を発揮し、認め合い、共に楽しむことにより、社会を構成する一員であることを再認識し、相互の理解をより一層深める契機とします。

参考：第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭の開催に向けたスケジュール概要

	令和5年度（2年前）				令和6年度（1年前）				令和7年度（開催年）			
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
国実行委員会		基本構想案承認				実施計画案承認				準備状況報告		
県実行委員会	R5第1回				R6第1回							
市実行委員会				●	●			●	●			●
計画策定		実施計画案策定 (県・市町・広報)			実施計画							
県事業		事業計画案検討				開催要項・募集要項作成・事業準備						
開閉会式		実施計画策定				実施運營業務委託			実施業務委託			
市町事業				事業計画案検討		開催要項・募集要項作成・事業準備						
文化団体事業												
広報			広報活動（県HP、広報紙、テレビ等）									公式記録作成
受入体制整備		ポスター・チラシ等配付		HP開設		カウントダウンボード設置						
						受入体制整備						

ながさきピース文化祭 2025

11 長崎市実行委員会 主催事業（調整中案）

（1）分野別交流事業

No.	種目名	開催年月	会場	事業概要
1	邦楽	R7.10 (調整中)	長崎ブリック ホール (調整中)	地域・流派・アマチュア・プロを超えてすべての邦楽愛好家を対象に、コンサートや、演奏家・作曲家によるワークショップを開催
2	合唱	R7.10 (調整中)	浦上教会 (調整中)	歴史ある長崎の街のシンボルの一つである浦上教会（浦上天主堂）で、県内外の合唱団による平和への思いを一つに祈りのハーモニーを奏でる祭典を開催
3	川柳	R7.10 (調整中)	長崎ブリック ホール (調整中)	国内外から川柳作品を募集し、審査を通して入賞者の表彰や選評などを行い、川柳愛好者相互の交流を深める祭典を開催
4	かるた	R7.11 (調整中)	県立総合体育 館(調整中)	全国から代表チームが集い、小倉百人一首競技かるたの団体戦を開催
5	大正琴	R7.11 (調整中)	長崎市民会館 (調整中)	全国の大正琴愛好者による団体演奏と、高校生以下を対象とした「全国子供大正琴コンクール」の一次選考会上位者による最終選考会を開催
6	健康マー ジャン	R7.11 (調整中)	出島メッセ長 崎(調整中)	全国の予選を勝ち上がった子どもから高齢者まで集うマージャン大会の開催のほか、有名雀士とのふれあい対局やマージャンの歴史と文化に関する展示を実施
7	いけばな	R7.11 (調整中)	長崎ブリック ホール (調整中)	日本を代表する各流派の華道家の作品や、県内各地で活動している子どもから大人までのいけばな作品を展示

参考：分野別交流事業 《出典：いしかわ百万石文化祭 2023 パンフレット》

(合唱)



(かるた)



(川柳)



(邦楽)



(健康マージャン)



(いけばな)



(大正琴)



(2) 地域文化発信事業

長崎県（実行委員会）策定の「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 基本構想」を踏まえ、長崎市の文化資源や観光資源を活用した事業を実施することにより、全国へ長崎市の芸術文化及び平和の大切さなどを発信する。

また、障害のある人もない人も一緒に参加し交流できる芸術文化事業を実施する。

なお、ながさきピース文化祭 2025 の開催を契機とし、開催後も、継続した文化振興に資する内容とする。具体的な事業については、文化団体や関係部局等と調整のうえ、次回の実行委員会において提案する。

(実施事業のイメージ)

ア 現在、継続して実施している芸術文化事業を一部拡大（国外の団体との交流や、募集範囲の拡大など）した事業

イ 障害のある人の芸術文化活動と連携した事業

ウ ながさきピース文化祭 2025 を契機とした、長崎市の地域資源・文化資源を活用した事業

エ 世界遺産登録 10 周年など、記念事業と連携した事業

オ 被爆 80 年事業や、平和の文化事業と連携した事業

参考：地域文化発信事業 《出典：いしかわ百万石文化祭 2023 パンフレット》

(わくわく子ども国民文化祭)



(金沢食文化フェスタ)



(金沢の無形民俗文化財共演会)



(オペラ「禅」～ZEN～ version2.0)



(アウトサイダー・アート作品展)



(心のユニバーサルデザイン推進フェスタ)

